

2026年5月26日 全8頁

2027年1月開始 「こどもNISA」の概要

中学生以降は教育費・生活費目的の非課税払出しが可能

金融調査部 研究員 平石 隆太

[要約]

- 2026年度税制改正法の成立により、2027年1月1日からこどもNISAが開始されることが決まった。非課税口座（NISA口座）開設の年齢制限の撤廃によって、18歳未満も非課税で取引を行うことができるようになる。
- こどもNISAではつみたて投資枠の対象商品のみが買付可能であり、投資手法も成年のNISAのつみたて投資枠と同様の定時・定額の買付に限定される。年間投資限度額は60万円、非課税保有限度額は600万円である。18歳に達した時点で、自動的に成年のNISAのつみたて投資枠に移行される。
- こどもNISAには払出し制限が付されており、原則として譲渡益などを非課税で払い出すことができない。ただし、払出し制限には例外があり、中学校入学年より前は、災害等で家屋に被害が出た場合などに非課税での払出しが認められる。中学校入学年以降は、口座名義人である子ども本人の教育費や生活費に利用するための払出しも認められる。
- 災害等の事由で払出しを行う場合には、所轄税務署長の確認を受けた上で、非課税口座を開設している金融機関に書面を提出する必要がある。教育費等のための払出しに際しても、金融機関に書類（特定累積投資上場株式等移管等依頼書）の提出が必要となる。

1. はじめに

2026 年度税制改正によって、2027 年 1 月 1 日より 18 歳未満の子どもを対象とした「こども NISA」が開始されることが決まった。2026 年 3 月 31 日に「所得税法等の一部を改正する法律」や関連する政省令が公布されている。

本レポートでは、2025 年末に公表された与党税制改正大綱¹（以下、大綱）の記載に基づいた「[NISA：つみたて投資枠を未成年に解禁](#)」（大和総研レポート、2026 年 1 月 16 日）を更新し、法律や政省令で定められた事項も含めたこども NISA の制度設計について解説する。

2. こども NISA の概要

制度の趣旨

2026 年度税制改正が実施されるまで、非課税口座（NISA 口座）を開設できるのは 18 歳以上に限定されていた。こども NISA の創設に伴って NISA 口座の対象年齢による制限は撤廃され、出生時から NISA 口座を開設できるようになる。

大綱ではこども NISA の趣旨として、「長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう」（p. 12）にする旨が示されている。後述するように、運用した資金を本人の中学校・高校等にかかる教育費に用いることもできるため、成人後のみならず子ども時代の教育費への活用も可能だ。

こども NISA は、実質的に親等の親権者が運用を行うと想定される。ただ、口座名義人があくまで子ども本人であることから、子どもが投資を身近に感じるきっかけとなるなど、金融経済教育の面にも好影響が期待できるだろう。

口座と勘定の関係

NISA 制度で使用される口座には、「未成年者口座」と「非課税口座」の 2 つがある（**図表 1**）。未成年者口座は、2023 年をもって新規買付が終了したジュニア NISA で用いられる口座であり、新規に開設することはできない。現在は、ジュニア NISA で購入され保有を続けている金融商品を管理する継続管理勘定のみ運用されている。

こども NISA は、非課税口座内に設けられる「未成年者特定累積投資勘定」で取引される。未成年者口座での取引だったジュニア NISA とは異なり、成人後の NISA と同一の非課税口座で取引を行うことができる。よって、ジュニア NISA を利用している者（現在は新規投資ができず、過去の投資分の非課税保有を継続している）が、こども NISA（非課税口座内の未成年者特定累積投資勘定）を利用することも可能である。

¹ 自由民主党・日本維新の会「[令和 8 年度税制改正大綱](#)」（2025 年 12 月 19 日）

図表 1 : NISA における口座と勘定の関係



(出所) 法令より大和総研作成

取引に関連する制度設計

こども NISA は 2027 年 1 月 1 日から開始される。制度設計を現状の成長投資枠・つみたて投資枠と比較したものが図表 2 である。

図表 2 : 現行 NISA とこども NISA の比較

		成長投資枠	つみたて投資枠	こどもNISA
対象年齢		18歳以上		18歳未満
制度間関係		成長投資枠とつみたて投資枠の 両方を併用可能		つみたて投資枠対象商品のみ 買付可能
投資対象		上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF等のうち 一部銘柄を除外 ^(注)	金融庁に届出された 長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	
投資手法		自由	積立投資のみ	
制度実施期間 (投資可能な期間)		無期限		自動的につみたて投資枠に移行
非課税保有期間		無期限		
非課税枠 (投資上限)	年間投資 限度額	240万円	120万円	60万円
	併用すれば合計360万円		年間投資限度額は売却しても復活しない	
	非課税 保有限度額	1,800万円の 内枠で1,200万円	(1,800万円全額 つみたて投資枠利用も可)	600万円
		簿価残高で計算 (売却したら復活する)		
払出し制限		なし		あり

(注) 整理銘柄・監理銘柄および信託期間 20 年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外される。

(出所) 法令より大和総研作成

利用にあたってポイントとなるのは以下の 4 点である。

- ① その年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満である者・その年に出生した者が対象
- ② つみたて投資枠の対象商品のみ買付可能 (投資手法は積立投資のみ)
- ③ 年間投資限度額 60 万円・非課税保有限度額 600 万円

④ 払出し制限あり

こども NISA はその年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満であれば、非課税口座を開設することで取引を行える。また、出生した年から運用を開始することができる。

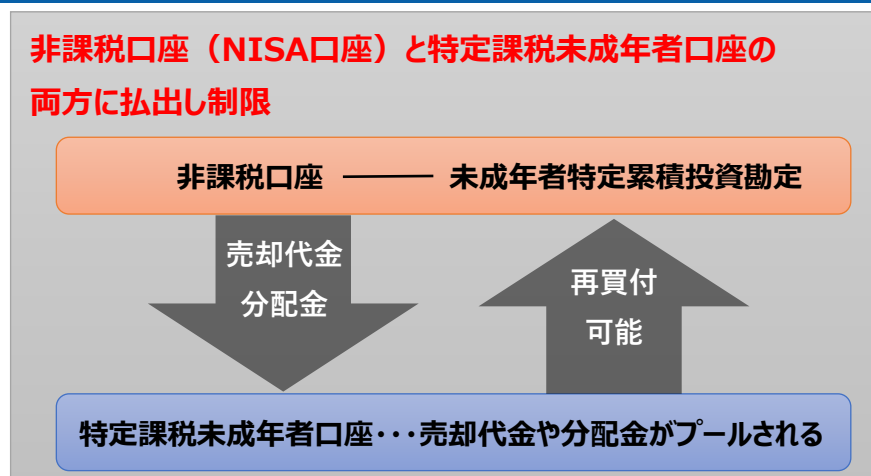
対象商品や投資手法はつみたて投資枠と同様である。つまり、定時・定額での買付を行うことになる。口座開設者が 1 月 1 日時点で 18 歳である年には、自動的に成年の NISA のつみたて投資枠に移行する。

年間投資限度額は、成年の NISA のつみたて投資枠の半分となる 60 万円であり、非課税保有限度額は 600 万円である。成年の NISA の成長投資枠・つみたて投資枠では非課税保有限度額を簿価で計算するため、保有する商品を売却すればその簿価分を再利用できる。こども NISA でも現行 NISA と同様に、購入した商品の売却によって枠を再利用できる。

こども NISA で保有する株式投資信託について支払いを受けた分配金や売却・償還代金は、「特定課税未成年者口座」という口座で管理しなければならない。特定課税未成年者口座は、非課税口座を開設している金融機関等²に開設した預貯金口座または預り金の管理口座である。特定課税未成年者口座で管理された金銭は、こども NISA における買付以外には使用できず、課税口座での株式等の買付にも利用できない。

なお、こども NISA には払出し制限が付されており、原則として保有する株式投資信託を他の口座に払い出すことができず、特定課税未成年者口座で管理された金銭も払い出すことができない。払出し制限は、一般的に高校 3 年生の年（3 月 31 日において 18 歳である年）の 1 月 1 日で解除される。

図表 3：特定課税未成年者口座の構造



(出所) 法令より大和総研作成

² 特定課税未成年者口座は、非課税口座を開設している金融機関だけではなく、その子会社などに開設することもできる。

3. 払出し制限の詳細

原則として 18 歳未満の払出しは不可

前述の通り、こども NISA には 18 歳到達時までの払出し制限が存在する。原則として、こども NISA（未成年者特定累積投資勘定および特定課税未成年者口座）で管理している株式投資信託や金銭を非課税で他の証券口座や預金口座に払い出すことができない³。

下記に述べる例外を除き、払出しを行った場合（要件外払出し時）には、非課税口座が廃止され、こども NISA 開設時から払出し日までの評価益も含む利益につき遡及して課税が行われる。具体的には、**図表 4** の通り、払い出しを行った日において、株式投資信託の受益権の譲渡および分配金等の支払いがあったものとして、所得税 15%（復興特別所得税等を除く）と地方税 5%の源泉徴収⁴が行われる。

図表 4：要件外払出し時の課税対象

項目	算式
累計譲渡益	以下の (A) + (B) + (C) - (D) ※この計算の結果、マイナス（損失）となった場合、そのマイナスはなかったものとみなし、累計配当等から控除することはできない
	(A). NISA口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、NISA口座において行われた株式投資信託の譲渡に係る譲渡代金の合計額 (B). NISA口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、NISA口座から他の保管口座への移管または口座名義人への返還が行われた株式投資信託の価額（払出し時の時価）の合計額 (C). 払出しがあった日において、NISA口座において有する株式投資信託の価額（時価）の合計額 (D). NISA口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、NISA口座において取得した株式投資信託の取得対価の額等の合計額
累計配当等	NISA口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、NISA口座において支払いを受けた株式投資信託の配当等の額の合計額

（出所）法令より大和総研作成

例外的に非課税での払出しが可能なケース

例外的に、前述の 20%の源泉徴収がなされない非課税での払出しが認められるケースもある。非課税の払出しが認められる要件は、口座名義人である子ども本人が中学校に入学する年（その年の 3 月 31 日時点で 12 歳である年）の 1 月 1 日前後で大きく異なる（**図表 5**）。

図表 5：非課税の払出しが認められる要件

口座保有者が3月31日に 11歳以下である年の12月31日以前	①災害、疾病等の事由について税務署長の確認を受けた場合
口座保有者が3月31日に 12歳以上である年の1月1日以降	上記①に加え、 ②本人の教育費または生活費の支払いに利用する旨を記載した書類を、口座が開設されている金融商品取引業者に提出した場合

（出所）法令より大和総研作成

本人が中学校に入学する年の 1 月 1 日より前は、以下に示す災害や疾病、親等の扶養者に生

³ ただし、商品の上場廃止による払出しは非課税で行うことができる。

⁴ 源泉徴収に際しては、確定申告不要制度を適用できる。

じた状況の変化などの事由が存在する場合のみ払出しが認められる。

- ▶ 子ども本人が居住し、子ども本人または生計を同じくする親族が所有する家屋が、災害により全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合
- ▶ 前年において、子どもの所得税法上の扶養者が支払った医療費控除の対象となる医療費の金額の合計が200万円を超えた場合
- ▶ 子どもの扶養者が、配偶者と死別もしくは離婚した場合、または所得税法施行令に規定する寡婦またはひとり親に該当することとなった場合
- ▶ 子どもの扶養者が、所得税法に規定する特別障害者に該当することとなった場合
- ▶ 子どもの扶養者が、雇用保険法上の特定受給資格者もしくは特定理由離職者に該当することとなった場合、または、経営状況の悪化により営む事業を廃業したこと、その他これに類する事由が存在する場合

払出しを行う場合には、納税地の所轄税務署長の確認⁵を受けた上で非課税口座を開設している金融機関に書面を提出する必要がある。税務署長への書面の提出は、上記の事由が生じてから11か月経過するよりも前に行わなければならない。そして、税務署長の確認を受けた旨が記載された書面の金融機関への提出は、事由が生じてから1年以内に行う必要がある。

なお、この災害等の事由による払出しの場合は、非課税口座および特定課税未成年者口座において保有するすべての株式投資信託や資金を払い出さなければならず、一部の払出しは認められない。

子どもが中学校に入学する年以降は、災害等事由による払出しに加えて、子ども本人の教育費や生活費に用いるための払出しも可能となる。教育費等の払出しに際しても金融機関に書類⁶（特定累積投資市場株式等移管等依頼書）の提出を行う。この書類の提出はオンラインも可能とされている。教育費等の払出しでは、保有するすべての株式投資信託や資金を払い出す必要はなく、一部の払出しも可能である。

払出し制限の解除

前述の通り、払出し制限は一般的に高校3年生である年（3月31日時点で18歳である年）の1月1日をもって解除される。判定が3月31日時点であるのは、いわゆる早生まれの者に配慮したものと考えられる。

払出し制限解除のタイミングは誕生日にかかわらず同学年で同時であるものの、その後の成

⁵ 税務署長の確認では、口座名義人の氏名、生年月日、住所、NISA口座を開設している金融機関の営業所の名称および所在地、災害等事由の詳細および生じた年月日、その他参考になるべき事項を記載した書面を提出する。また、この書面には災害等事由が生じたことを明らかにする書類を添付しなければならない。

⁶ 教育費等の払出しの書面には、口座名義人の氏名、生年月日、住所、提出先金融機関の営業所の名称および所在地、払出しを行う旨、払出しを行う金融商品の種類、銘柄、数もしくは持分の割合または価額、教育費等に充てることの詳細、その他参考となるべき事項を記載する。

年のNISAへの移行については4～12月生まれの者と1～3月生まれの早生まれの者で異なる。

4～12月生まれの者は、払出し制限が解除される1月1日の時点で18歳に達しているため、払出し制限の解除と同時に成年のNISAへの移行が行われ、成長投資枠・つみたて投資枠の勘定が設定される。一方で、早生まれの者は1月1日時点では17歳であり⁷、成年のNISAへ移行できない。つまり、子どもNISAの払出し制限が解除されているものの、成年のNISAでは取引できない1年間が生じる。これは、所得税の所得計算期間に合わせて、NISA開設に係る年齢が1月1日時点で判定されることで生じる事象である。子どもNISA導入前においても、早生まれの者が非課税口座を開設できるタイミングは早生まれでない者より1年間遅く、この点は子どもNISAの創設によって新たに生じたものではない。

4. 手続き規定等

子どもNISAはNISA口座に設けられるため、手続き等は現行のNISAと共通するものが多い。ただ、一部子どもNISA特有の規定も存在するため注意が必要だ。図表6に示した金融機関変更と出国時の対応は子どもNISA特有の規定である。

図表6：成年のNISAとは異なる子どもNISA特有の規定

金融機関変更	子どもNISAでは、勘定廃止による金融機関変更が不可。口座廃止によって変更しなければならない。
出国時	扶養者の海外転勤等により継続適用届出書の提出が可能。

(出所) 法令より大和総研作成

現状のNISA（成長投資枠・つみたて投資枠）では、非課税口座そのものを廃止することなく、勘定を廃止することによって、非課税口座を開設する金融機関を変更することができる。一方で、子どもNISAでは勘定廃止による金融機関変更が認められておらず、金融機関を変更するためには非課税口座を廃止した上で、変更後金融機関に再開設しなければならない。非課税口座を廃止すると、当該口座で保有している金融商品はすべて課税口座に払い出され、原則として前述の遡及課税も行われるため注意が必要だ。

また、NISAは原則として国内居住者を対象とした制度であるため、出国して非居住者となると利用できなくなる。ただし、海外転勤等のやむを得ない事情の場合には、出国の前日までに取扱い金融機関に継続適用届出書を提出することで、NISA口座内の商品を継続保有できる⁸。口座名義人の出国時についても子どもNISA特有の規定が存在する。子どもNISAの場合、子ども本人の事情ではなく、扶養者の海外転勤等の事由によっても継続適用届出書の提出が認められる。

⁷ 厳密には、法律上、誕生日の前日に年齢が加算されるため、1月2日生まれの者は1月1日に18歳になる。

⁸ 継続適用届出書を提出した場合でも、非課税口座内に新たに金融商品を受け入れることはできない。また、継続適用届出書の提出日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに帰国届出書を提出しなかった場合は、その12月31日に非課税口座は廃止される。

補足：ジュニア NISA との比較

子どもを対象とした NISA としては、2016 年～2023 年末まで設けられていたジュニア NISA⁹がある。ジュニア NISA と子ども NISA は異なる制度設計であるため、相違点に留意したい。

ジュニア NISA と子ども NISA を比較すると、ジュニア NISA は個別株も含めた幅広い投資対象に投資可能で、投資方法も積立投資に制限されていなかったのに対して、子ども NISA は積立投資のみ認められる。また、年間投資限度額はジュニア NISA の方が大きく、非課税保有限度額は子ども NISA の方が大きい。

払出し制限が設けられている点は共通しているが、例外の存在は大きく異なる。ジュニア NISA では、原則として遡及課税となっていたのに対し、子ども NISA では新たに教育費等を目的とした払出しが認められる。用途は限定されているものの、中学校以降の教育費に利用できる設計となっているため、ジュニア NISA よりも利便性が向上しているといえるだろう。

なお、ジュニア NISA を利用していた者が 1 月 1 日時点で 18 歳となった際に、NISA 口座が自動的に開設される措置は、2027 年 1 月 1 日の自動開設をもって終了する。

図表 7：旧ジュニア NISA と子ども NISA の比較

	旧ジュニアNISA (2023年まで)	子どもNISA (2027年以後)
対象年齢	18歳未満	
投資対象	上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF等の全般	金融庁に届出された長期投資に向く 公募株式投信、ETFのみ
投資手法	自由	積立投資のみ
非課税保有期間	5年間 (18歳に達するまでの延長あり)	無期限
年間投資限度額	80万円	60万円
非課税保有限度額	400万円 (80万円×5年)	600万円
払出し制限	あり →18歳未満の払出しは原則遡及課税 ^(注)	あり →中学校入学年より前の払出しは原則 遡及課税、中学校入学年以降の払出しは 教育費・生活費等に限り可能
成年のNISA との関係	ジュニアNISAは、 成年のNISAとは別の口座	子どもNISAは成年のNISAに 自動移行する(同一口座)
金融機関変更	認められない(口座廃止した上で他の金融機関で再開設することは可能)	

(注) 2024 年 1 月 1 日以降は、ジュニア NISA の新規口座開設が認められないこととなったため、18 歳未満で払い出しても遡及課税が行われないこととなった。

(出所) 法令より大和総研作成

【以上】

⁹ ジュニア NISA は 2023 年 12 月 31 日をもって口座開設・新規投資が終了し、その日まで新規投資が行われた分につき、新規投資から 5 年か、口座開設者が 18 歳になるかいずれか遅い日まで運用が継続されている。